請願第１号　大枝公園における「大枝農園」事業の継続を求める請願

本委員会が付託を受けました請願第１号、大枝公園における「大枝農園」事業の継続を求める請願に関する審査の結果をご報告申し上げます。

さて、本委員会は、議案第２１号中、本委員会が付託を受けました所管費目と相関連することから、あわせて審査を行い、また、審査に先立ち、当該請願の紹介議員から趣旨説明の申し入れがあったため、これを許可することとし、審査を行いました。その結果、今回、請願者が継続を求める事業は、指定管理者の発意により実施される自主事業であるが、事業終了についての説明や周知については、指定管理者において、利用者等に対しより慎重かつ丁寧に行われるべきであったと考えられるものの、事業の継続については指定管理者に委ねられているとの意見があり、本委員会といたしましては賛成少数により、これを不採択すべきものと決した次第であります。

なお、寺本委員におかれましては、大枝農園事業は、自主事業であるとはいえ非常に人気があり、継続してほしいという市民の願いが請願に表れているとの理由から、採択すべきとの意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。